

和束町高校等通学費補助金交付要綱

平成21年 4 月 1 日
教 委 要 綱 第 3 号

(趣旨)

第1条 高校生等の通学手段として、公共交通機関の利用促進を図ることを目的とし、通学費に係る保護者負担の軽減を図るため、この要綱に定めるところにより高校等通学費の補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、和束町内に在住する者で、高校等（学校教育法に定める専修学校及び各種学校を含む。）にバス通学する生徒の保護者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、JR加茂駅から和束町内のバス停留所までの定期券の額の3分の2（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助金の支給対象期間)

第4条 補助金の支給対象期間は、原則として中学校卒業後3年間とする。ただし、特別な事情がある場合は、5年間を限度とする。

(交付申請書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、和束町高校等通学費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

2 申請書の提出は、随時とする。

(補助金の交付決定及び交付方法等)

第6条 教育委員会は、申請書の内容を審査の上、交付決定を行つたときは、原則として申請者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

2 支払い月は、毎月15日までに申請のあつたものについて、翌月払いとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和2年要綱第3号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年要綱第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会 様

申請者（保護者）
住 所 和東町大字 小字
氏 名 ⑩
電 話 — —

和東町高校等通学費補助金交付申請書

和東町高校等通学費補助金交付要綱第 5 条の規定により、補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

※ 申請額 円

生徒の氏名	(続柄)		
生徒の住所	和東町大字	小字	番地
生年月日	年 月 日生		
中学校卒業年月日	年 月 日		
在籍学校名	学校 第 学年		
区 間	J R 加茂駅 ～		
請求期間	年 月 日から 年 月 日の か月分		
補助金を受ける 金融機関名 (該当する機関に○印)	銀行 本店 信用金庫 支店 京都やましろ農業協同組合		
口座番号	普通預金		
フリガナ 口座名義			
※ 審 査	合 ・ 否		

(注)
1 定期券（写し）等を添付して下さい。
2 ※印欄は、記入しないで下さい。